

# 「風景街道中部地方協議会」設置要綱

## 第一章 総則

### (設置)

第1条 この要綱は、中部地方における、道を舞台とした地域資源を一層活用した地域振興の取組である「風景街道」を推進するための「風景街道中部地方協議会」を設置し、必要な事項を定める。

## 第二章 風景街道中部地方協議会

### (名称)

第2条 風景街道中部地方協議会の名称は、「風景街道中部地方協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### (構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

### (管轄区域)

第4条 「協議会」の管轄区域は、中部地方整備局の管轄区域とする。

### (会務)

第5条 協議会は、「風景街道」登録要綱（以下「登録要綱」という）を作成し、「風景街道」の登録にかかる募集を行い、申請を受け付け、登録し、登録された「風景街道」に対し登録証を交付する。また、申請にあたって必要な事項を定めることができる。

- 2 協議会は、「風景街道」に登録された組織に対する活動支援の実施に努める。
- 3 協議会は、広報等を通じ、広く「風景街道」の周知に努める。
- 4 協議会は、「風景街道」に対し相談窓口を開設する。
- 5 協議会は、その他の協議会の目的を達成するために必要な事務を行う。

### (会長)

第6条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、協議会構成員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長は、会長の代行を指名することができる。

### (協議会の運営)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。

- 2 次の事項については、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。
  - 一 「風景街道」の登録及び取り消し
  - 二 その他協議会が必要と定める事項

(事務局)

第8条 協議会の事務局（以下、「事務局」という。）は、国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に係る事務を行う。
- 3 第5条4項の相談窓口は事務局とする。

(会長への委任)

第9条 本要綱に定めのない協議会に関する事項については、会長が定めることができる。但し、この場合、構成員に通知しなければならない。

### 第三章 雑則

(要綱の見直し)

第10条 協議会は、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。

- 2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

### 附則

(施行日)

- この要綱は、平成19年9月7日に施行する。
- この要綱は、平成20年7月4日に施行する。
- この要綱は、平成21年7月30日に施行する。
- この要綱は、平成22年8月5日に施行する。
- この要綱は、平成23年12月7日に施行する。

## 風景街道中部地方協議会 構成員

所 属	役 職	備 考
(社)中部経済連合会	専務理事	
名古屋商工会議所（東海商工会議所連合会）	専務理事	
(社)日本観光振興協会 中部支部	事務局長	
(社)日本旅行業協会 中部支部	事務局長	
(社)日本自動車連盟 中部本部	会員部長	
日本放送協会名古屋放送局	報道部長	
(株)中日新聞社	社会部長	
長 野 県	建設部長	
岐 阜 県	県土整備部長	
静 岡 県	交通基盤部長	
愛 知 県	建設部長	
三 重 県	県土整備部長	
名 古 屋 市	緑政土木局長	
静 岡 市	建設局長	
浜 松 市	土木部長	
農林水産省東海農政局	農村計画部長	
経済産業省中部経済産業局	産業部長	
環境省中部地方環境事務所	統括自然保護 企画官	
国土交通省中部運輸局	企画観光部長	
国土交通省中部地方整備局	道路部長	